

横浜公会設立期(1872-1873 年)の 二規則(公会定規, 公会規則)をめぐる諸問題(一)

棚 村 重 行

はじめに：問題の所在と本論文の目的

明治五年(1872 年)旧暦二月二日(西暦 3 月 10 日)に、横浜百六十七番にあった学校、次いで小会堂などで長老選挙、礼拝、諸集会がもたれた。その日、アメリカ改革派教会宣教師 J. H. バラ (James H. Ballagh) を仮牧師として長老選挙がなされ、九名の日本人が洗礼を受け、日本最初のプロテスタント教会(現日本基督教会横浜海岸教会)が設立された。ところがである。初期の受洗者、求道者たちの中に複数名の明治政府に通じた謀者(スパイ)が侵入しており、彼らの「探索書」と呼ばれる報告書は、皮肉なことに現在では教(公)会側の史料と並んで最初期の横浜公会の成立事情、その経過などを証言する極めて貴重な史料とされている。その謀者のひとり、豊田道二(とよだ・どうじ?)は、公会設立当日の様子、とくに宣教師バラがどのように設立集会を指導し、また公会の規則案を説明し、長老選挙にいたったかについて、他の謀者以上に具体的に描写していて、史実性が高い。以下、規則案や長老選挙を報告する部分を引用してみよう。

二月二日第九字信不信ノ生徒数十輩輻湊セル中ニテ教師バラ云ク…(略)
…此公会ノ立方ニハイロイログアリテ国々所々少シツツ規則ガ違ヒマス然シ
私共ノ宗旨テハ凡ソメリケンノ政事ニ従ヒ長老ノ官ヲ立テテ此会ヲ守ラ子ハ
ナラヌ夫故今モ彼方寺ノ内ニテ札入ヲシテ長老ヲ選ヒ互ニ申シ合セテ夫々ノ

規則ヲ立テ玉ヘ我ノ考フル所口是々ナリト其規則ヲ挙タリ取捨衆議ニ任スベシト云々此ニ依テ列衆入札セシニ小川廉之助トイヘル者ヲ長老ノ官ニ選ヒタリ… (以下略)¹⁾

豊田によれば、バラはまず「公会」創設にさいしては各国でそれぞれの「規則」が異なっているが、彼が所属しているアメリカ合衆国の改革派では長老主義政治を採用しているので、公会を守るために長老を選挙すべきであると説明した。そのうえで、彼は小会堂で長老を投票で選出し、議論のうえで「夫々ノ規則」を決定するように主張した。恐らくバラはあらかじめ準備していた「規則」の原案を口頭で紹介し、それぞれの「取捨」については会衆の審議に委ねることを容認したのであろう。この手続きに基づき、実際に投票が行われ、小川廉之助（おがわ・れんのすけ）、即ち義綏（よしやす）が長老に選出された。

ここで豊田が報告しているバラが紹介した最初の「規則」案の内容や成立過程にかんしては、遺憾ながら邦文史料では何も報告されていない。例えば、公会側の史料のうち最も重要なものの一つ、「公会日誌」中の旧暦二月二日の記事にも、また謀者側の報告にもこれらの諸点にかんしては、豊田の上記引用文章に伝えられている出来事以上の何も伝えていない²⁾。しかし、1874年（明治七年）春以来、京浜、阪神の諸公会の合同を目指す交渉の中で形成された有名な「日本基督公会條例」は別として、1872-1873年の横浜公会設立期に審議され、使用されていたと思われる公会の諸規則は、これまでいずれも邦文で二種類が知られている。一つは、謀者側の安藤劉太郎（あんどろ・りゅうたろう：本名 関信三）と、先の豊田道二の二人が報告している漢文体の「公会定規（こうかいじょうき）」とよばれる規則である³⁾。この規則は、豊田の報告によれば、公会設立後ほぼ一カ月後の旧暦三月六日、安藤によれば三月十一日の集会において参加者により審議されたという⁴⁾。これに加えて、これまでのところ成立時期、経過ともに不詳であるが、教会側の記録に存在する邦文の「公会規則」が存在する⁵⁾。ここから当然生じる歴史的、神学的な諸問題は、次の三点である。i) 豊田報告にあるバラが説明した規則原案（恐らく元来は英文と邦文で存在した

であろうが、豊田の報告の中に文書の形で引用されていないところを見ると、当日はバラにより口頭で会衆へ紹介されたと思われる）の内容と成立時期、ii）安藤、豊田が報告している旧暦三月六日ないし十一日に審議されたといわれる「公会定規」の成立時期、神学的内容、「公会規則」との影響関連、iii）「公会規則」の神学的内容、「公会定規」との影響関係を解明する課題などである。

これらの諸問題に対し、史料批判を経た学問的な立場からの本格的な研究としては、幸日出夫（ゆき・ひでお）氏が公表された「日本基督公会について」（1973年）という論文がある⁶⁾。氏によれば、i）設立集会でバラが紹介した「規則」原案については内容は不明であり、豊田報告から推測できることは日本人側は「設立する教会の制度や規則については、ほとんど何も理解できず、バラの説明をそのままのみにしたというところではあるまいか」とされる⁷⁾。これに対して、ii）安藤、豊田の報告により、明治五年（旧暦）三月六日ないし十一日に開催された集会において審議された「公会定規」は、決定された規則ではなく、二人の謀者は共に「審議途中」のものとしているという⁸⁾。iii）「公会規則」は、その成立時期は定かではないが、内容的には「公会定規」との相違に注目すべきであるという。例えば、「定規」の信仰箇条部分では「使徒信条」が採用されているのに対し、「公会規則」のそれは福音主義的な箇条となっている。さらに、前者よりも後者の方が、より明確に「長老制」が打ち出される傾向が見られるとされる⁹⁾。最後に、氏によれば、明治五年（旧暦）九月五日（西暦10月5日）付けの安藤報告によれば、この時期までに「公会規則」は決定されていたが、この10月の公会総会ではそれが「さらに改正された」と推定される¹⁰⁾。つまり、氏の見るところ、「定規」と「公会規則」の関係は「この案〔公会定規〕がいろんな修正を経て決定したものが公会規則と考えられるが、これが何時正式に成立したかあきらかでない」と結論づけられる。つまり、時間的、内容的な経過においても「公会定規」が「公会規則」に先行するのである¹¹⁾。

以上紹介した幸氏の先駆的な研究を踏まえ、以後謀者側、公会側双方の史料を再吟味しつつ、土肥昭夫（どひ・あきお）、五十嵐喜和（いがらし・よしか

ず), 井上平三郎 (いのうえ・へいざぶろう), そして最近では宮庄哲夫 (みやしょう・てつお) らの研究者が, 本稿のいう諸課題に対して, それぞれ興味ある見解を表明されている¹²⁾。これらの研究者たちの間には無論細部では見解の相違も見られるが, 解釈傾向を見ると, 幸氏の見解に類似した, ないし依拠した意見が表明されている¹³⁾。

だが, 幸氏の研究を含め, これまでの研究のテーゼの問題点と利用された史料的な問題に対する本稿の論者の批判は, 次の通りである。a) 第一に, すべての研究者が邦文の公会側史料ないし謀者側の日本側の史料を丹念に読破し, それなりに諸洞察を提示してはいる。しかし肝心要の横浜公会の設立に寄与したアメリカ改革派の宣教師たち, とくに J. バラはじめ英文の宣教師側史料を十分に駆使し, これを総合化していない。b) そこから, 横浜公会創設期 (1872-1873 年) にかけて作成された諸規則については, i) バラの「規則」原案 (内容は不明ないし長老制についての規則か) → ii) 「公会定規」→ iii) 「公会規則」という発展的な経過で成立したというステレオ・タイプ化された図式化がなされている。そのために内容的に言えば, c) 「公会定規」は, 使徒信条中心でより会衆主義的だったが, 修正を施され, 「公会規則」はより福音主義的で長老制を志向していると考え, なぜ相違が生まれたかを歴史的に問わず, 幸氏のテーゼを後続の研究者たちが反復再生する傾向がみられる。

このような研究傾向 a), b), c) に対し, 本論文では, これまで看過されてきた宣教師側史料, とくに, 「アメリカ改革派教会歴史委員会古文書局」刊行のマイクロ・フィルム版宣教師文書の中から, J. H. バラが本国海外宣教局に宛てた二つの重要な史料を選択し, それを紹介する。その史料とは, バラの「日本基督公会運動」の構想, とくに外国人合同教会と日本人諸教会の合同運動にかんする彼の見解を表明した「書簡」(1872 年 7 月 6 日付け) であり, 当時の彼の「日本基督公会」形成の神学的構想を知るには最も有益である。もう一つの史料は, 宣教師文書中に収録された 1872 年 3 月 10 日の日付のあるバラの署名入りの英文の “Rules [or Constitution] of the Church” (「教会規則 (ないし憲法)」) および “Internal Regulation [or Form of Government]” (「内規定 (ないし統

治形態)」で、これは横浜公会設立の当日の日付が記されている以上、内容的にはバラの最初の規則と見なされる可能性をもつ¹⁴⁾。

そこで、これらの新史料の分析を駆使して本稿の研究は進められるが、分量の関係で二つの論文の体裁をとる。先ず本論文（一）の構成を明らかにすれば、第一章では、横浜公会の設立に決定的な役割を演じたバラの「日本基督公会」構想論を明らかにする。この分析により、これまでの研究では十分知られていなかったバラの「日本基督公会運動」への構想を解明したい。その上で、第二章では横浜公会設立日（旧暦明治五年二月二日、西暦3月10日）付けの規則（英文）の存在が確認された以上、バラが公会設立当日に紹介した規則原案、少なくとも英文の案が公会設立時点より実在したことを英文原文と現代邦訳文を紹介しつつ論証する。なお、この英文テキストの内容は、「公会定規」よりも、幾つかの条項を除き現存の「公会規則」に極めて類似しているので、参考までに邦文の「公会規則」の条項を比較できるように対照しておく。そして、続く論文（二）[東京神学大学総合研究所『紀要6』（2003年春刊行予定）]において、バラの英文規則の神学的内容を、「公会定規」や「公会規則」の構成と比較し、それらの共通点、相違点を明らかにする。それによって、従来の研究では不鮮明であった i) バラの最初の英文の規則案、ii) 「公会定規」、iii) 「公会規則」との相互関係を新たに歴史的に解明し、これまでの研究者が主として邦文史料を用いて導いてきた上記の諸結論 b), c) は、真剣な再考と修正を必要とする旨を主張したい。

第一章 J. H. バラ書簡（1872.7.6.）に見る彼の「日本基督公会」構想

アメリカ改革派教会宣教師 J. H. バラの略歴は、後注¹⁵⁾に記す。さて、彼が1872年3月10日に横浜公会を設立してから四カ月後の7月6日に、本国の海外宣教局の幹事 J. M. フェリスに宛てた長文の「書簡、7.6」には、かなり具体的な、他の書簡以上にまとまった「日本基督公会」構想が陳述されていて注目に値する。公会創立時よりは四カ月後のことになるが、その見解の骨子は、9月に横浜で開催される「第一回宣教師会議」以前であり、なお大きくは変化

していないと思われるので、この書簡に絞ってその構想の内容を分析してみよう。

1. 「福音同盟会」の影響と三教派ミッションの一致協力による「公会運動」の「中構想」

この「書簡」の前半部分は事務的な内容であるが、半ばからはバラの「日本基督公会」運動についての構想が展開されている。そこでは、バラが「霊的教会の形成に関して (in reference to the formation of the spiritual church)」ないし「一つの強力な現地人の教会 (one strong native church)」について、以下のような基本的な理念を語っているので、まずそれを紹介しておく。

…そしてわれわれが希望していることは、ローマ教会主義 (Romanism) と監督主義 (Episcopacy) に対抗してわれわれ自身の [拠点] を保持することであるが、それはすべてのアメリカの伝道団体と彼らの行動とを一つの強力な現地人の教会内で結合することによってのみ (by a Union of all the American Missions (?)) of their conduct in one strong native church), そうすることが可能となるであろう。これは可能なことだろうか？ 神に感謝することに、全面的にこの伝道地の宣教師たちに委ねられている。われわれの長老派側の兄弟たちは、この件に関しては一つの意志となっており、さらに一層励ましとなることは、…われわれのアメリカン・ボードの兄弟たちからは次のような提言がきている。つまり、教会は一つであるべきであり (the church should be one), 彼らもそうなれるように、長老職については役職上の限定された意味でか (they would accept of the Eldership on the limited term of office), あるいはわれわれの教会の (一字不明) システムという意味で受け入れるつもりであるという。いまや、これは分裂したキリスト [の教会一棚村] における神の霊から由来することではないか？…。(以下略) ¹⁶⁾

この引用部分で注目すべき三点は、次の通りである。第一に、バラは伝道地

の日本においても（フェリスのいる本国アメリカにおいてもそうだが）プロテスタント諸教会の当面の敵は、「ローマ教会主義」と「監督主義」であるとし、彼らへの対抗上、アメリカのすべての伝道団体は一致協力をして「一つの強力な現地人の教会」、つまりすでに同年春に成立した横浜公会とそれに続く「一つのキリストの教会」としての公会の形成へと向かうべきであると主張している点である。十九世紀半ばのプロテスタント牧師、信徒に固有であった世界的規模での反ローマ・カトリシズム、反高教会主義の風潮の現れと考えることもできよう。しかし、より歴史的、具体的には、バラはじめ英米から派遣された当時の海外宣教師たちが所属していた十九世紀型エキュメニズム運動の一つ、「福音同盟会（The Evangelical Alliance）」が掲げていた「反ローマ・カトリシズム、反オックスフォード運動、反ユニテリアニズム」の立場が具体的に影響していると思われる。つまり、福音主義的なプロテスタント教会所属の個人がこの「同盟会」において、（さらには日本においては単に自発的結社型の運動体である「同盟会」運動を超えて、有機的に合同した「キリストの教会」、つまり「公会」運動において）霊的に、そして可視的に一致団結すべきことを謳ったこの運動体の世界観が、ここにも色濃く反映されているとみた方がよからう¹⁷⁾。第二に、バラは彼が所属している改革派の在日宣教師たちだけでなく、長老派の宣教師たちも一致に賛同し、さらには会衆派系の国際的な海外宣教団体に所属していた「アメリカン・ボード」の宣教師たちにいたっては、一致の実現のためには、彼らの受容可能な役職上の限定された意味でならば「長老職（Eldership）」をも受け入れるつもりであるとの意志も伝えられたという。少なくとも、以上の三教派のミッションによる「一つの教会」の可視的な実現には、期待感をふくらませていたことは確かであろう。このような、主として改革派—長老派—会衆派系の三ミッションによる「公会」の建設を目指すバラの構想を、次節でさらに指摘するバラのより広い「公会運動」の大構想に比べて、「中構想」と本稿では呼ぶことにしたい。第三に注目すべき点は、7月6日までに既にアメリカン・ボード側から表明されていた公会における統治体制に関して、「長老職（Eldership）」という用語を受け入れる柔軟な意志とその条件を提示し

ていることである。というのは、二カ月後の1872年9月に横浜で開催される「第一回宣教師会議」で決議される「教会合同決議」の一部には、「[公会の]組織は、そこにおいて教（公）会の統治は会員たちの協賛による同一の教職と長老職 (by the ministry and eldership of the same with the concurrence of the brethren) によりなされるべきである」にも、「長老職」の用語が使用されることになるからである¹⁸⁾。7月6日の時点でアメリカン・ボードから以上のような妥協的な意志が伝えられたればこそ、9月の宣教師会議における「公会」の統治体制をめぐる決議でも「長老職」なる用語がこの会議において採用可能とされていたのであろう。

ともあれ、1872年の春から7月にかけて、バラは「福音同盟会」の「キリストの教会」における一致協力の理念を応用し、日本における三教派ミッション関連の諸公会が有機的結合をめざし、不可視の「キリストの教会」の理念を、可視的な「日本基督公会」へと成立させるとするいわば「中構想」を抱き、それについて極めて楽観的な見通しをもっていたことが分かる。しかしながら、建設さるべき「公会」における教会的権威の所在を突き詰めて議論せず、それゆえに三教派が折り合えるもっとも適切な政治形態を確定せず、会衆派側が「長老職」という職務概念を受け入れたことだけを喜ぶ、バラのみならず「公会運動」を推進した多くの宣教師たちに共通した神学的な欠点は、数年後に少なくとも「中構想」による公会運動の頓挫、挫折に直面し、痛い代償を支払うことになる。

2. バラにおける「日本基督公会」の名称と「大構想」

では、そのような「日本基督公会」という一つの教会はさらなる具体的な性格や組織をもつことになるのだろうか？ バラ自身の自覚においては、無論「わたしは徹底的に教会統治については長老主義者であり (out and out Presbyterian in Church govt), 自分自身の[養子のように]選ばれた教会にはその教会の統治秩序 (govt order) の中で改革派的なそれ[秩序]を付与している」という。しかし、「彼ら[注:現地の公会の教会員]のために高次の諸考慮が介在してい

るのである」と釈明する¹⁹⁾。その「高次の諸考慮」とは何か？ 第一に、現地人の公会が採用する名前は、ただ「日本基督公会 (the Church of Christ in Japan)」ということになるだろうという。なぜならば、バラがかつて統治秩序を擁護して長老派の名を提案したとき、現地の信徒たちはそれに反対し、彼らは自分たちの教会とキリストとの間にさらに名前の分裂を導入せず、ただ「キリストの教会 (Christ's Church)」と呼ばれることを希望したからである²⁰⁾。次に、S. R. ブラウン博士 (Dr. Brown) も、また「一つならぬ一教派諸教会を形成することのもつ不得策 (inadvisability) と実行不可能性 (impracticability) を説くバラの意見を支持してくれているから」である²¹⁾。つまり教派教会の形成ではなく、一つの合同教会形成こそ、得策かつ実行可能であると判断したのである。しかし、前節でもコメントしたように、信条、政体が異なる諸教会が合同するためには、教会組織レベルでの長老主義政体と他の政体の相違点をどのように克服する新しい政体を構想するのかという明確な青写真を抜きにしてはありえないはずである。教派分裂を意味する長老主義の名を教会名には採用しないという日本人信徒の心情論に妥協したり、教派教会を「得策でない」、「実行可能ではない」という単純な基準で否定的に考える思考法は、やはり「福音同盟会」運動という十九世紀の個人主義的、無教派主義的で自発結社型の教会一致協力運動の発想を超克できないバラらの限界を露呈しているのではなかろうか²²⁾。

こうした教派教会の形成に単純主義的に否定的な発想は、さらに前節で指摘した三派ミッションによる公会運動の「中構想」よりもさらに大きな理想主義的な「大構想」の表明へと導いてゆく。それは、合同した「キリストの教会 (公会)」を形成する中核となる群れは、すでに各地に形成されつつあるとするバラの判断にもとづく次のような理念である。

長老主義の統治秩序を保持しながら、[横浜の] 外国人の合同教 (公) 会 (The Foreign Union Church) は、その長老職を有している。それは成功している。江戸の新しい教 (公) 会は、これ [外国人合同教会] と調和しながら疑いもなく組織化されることであろう。そして、現地人の公会における合同の

場合でも、グリーン氏が責任を負っている神戸の外国人教（公）会は、上述の諸教（公）会と結合されるであろう。こうして、この国における外国人、現地人の信仰者たちが、外面的形態でも内面的現実でも（in outward form and inward reality）、すべてわれわれの主イエス・キリストの一つなる教会（one Church of Our Lord Jesus Christ）になることは可能であろう²³⁾。

この引用文章で興味深い点は、二つ存在する。第一には、バラの「キリストの教（公）会」運動に加わる期待が寄せられている諸教会は、引用文章の末尾にある「この国における外国人、現地人の信仰者たちは、…すべてわれわれの主イエス・キリストの一つなる教（公）会となることは可能である」が要約しているように、現地の日本人諸教（公）会に止まらず、外国人合同教会をも包摂しているのである。これは、先の三ミッション協力の「中構想」を越える「大構想」と呼べるであろう。これまでの公会研究者は、この点を見逃してきたといえる。だが、宣教師バラはじめアメリカ改革派教会の初期の宣教師たちは、単に日本人信徒から構成される「日本基督公会」の形成に止まらず、外国人の合同教会をも含めた一致合同運動を夢見ていた点を新たに認識しなければならない。そして、第二には、その雄大な運動に目下参加することを期待された教会は、i) 3月10日に設立された横浜公会のみならず、ii) 同じ横浜で長老制の「統治秩序」をもつ外国人の合同教（公）会、iii) 江戸（築地）に設立される予定の教（公）会、iv) アメリカン・ボードの宣教師D.C.グリーンが牧会している神戸の外国人教（公）会などが、有機的合同的候補教会として、彼の「大構想」のなかに収められているのである。

にもかかわらず、ここで注意を促したいのは、「日本基督公会」の中に、横浜、江戸（築地）、兵庫の居留地といった狭い空間に立てられた外国人のための合同教会をも含むとなれば、先の改革派—長老派—会衆派の三ミッションを超えた監督教会やメソヂスト派、バプテスト派、その他のプロテスタント教会の会員をも包摂した「キリストの教会」、「日本基督公会」を建設しなければならないことになるだろう。とすれば、不可視の霊的教会、「われわれの主イエス

・キリストの教会」を中心として、先の三派ミッションの一致協力による「公会」建設という、本稿のいわゆる「中構想」をさらに超えて同心円的に拡張するこの「大構想」がバラの中には存在していたことになる。そしてこの事実は、宣教師バラのこの時期の神学思想と行動を解明する鍵として記憶しておかねばならない。だからこそ、「高次の諸判断」の例として、教会政治の体制を厳密に公会が選択することや、その名称を明確に公会名の中に打ち出すことをやめて、単なる「キリストの教会」という名称に傾斜するという、ある意味では単純主義的、曖昧主義的な発想へ走ったのである。にも拘わらず、逆から見れば、続く諸分析が明らかにするように、横浜公会の設立期においてさまざまな規則案がバラより提起され、審議、修正、決定してゆく複雑な過程のなかにも、不可視的な「われわれの主イエス・キリストの教会」を中心として、可視的な次元では「中構想」、「大構想」よりなる同心円的な形で存在した事実から、解明していく解釈上の可能性をわれわれに新たに提供することになるであろう。[注：この点については、本論文（二）で展開する。]

次に多くの研究者によりその存在が不明とされたり、否定されてきた横浜公会設立日にバラより会衆に伝えられたと推定される英文の規則案を宣教師文書より紹介したい。なお、繰り返しになるが、この英文テキストの内容は、「公会定規」よりも「公会規則」に極めてよく類似しているので、英文と邦文の「規則」も対照できるように、参考までに引用しておく。

第二章 1872年3月10日付けのJ. H. バラによる 「教（公）会規則 [ないし憲法]」「内規定 [ないし統治形態]」の 英文テキストと現代語訳（参考：邦文「公会規則」との比較）

1. 1872年3月10日付けのバラの規則案の末尾記載事項

すでに言及した横浜公会設立当日の英文の規則案の「内規定」（“Internal Regulation”）のテキストの末尾には、以下のようなバラによる短い記載がある。これらの英文テキストの成立時期を確証するために、先ずはその原文と拙訳文

を対照的に掲載することにしたい。

The 5th Year of Meiji 2d Mo.

明治五年

二月

March 10th 1872 A. D.

紀元後 1872 年 3 月 10 日

A literal translation of the Rules and
Regulations of the Church of our Lord
Jesus Christ at Yokohama

横浜におけるわれわれの主イエス・キリ
ストの教（公）会の規則及び規定の逐語
的な翻訳文

Jas. H. Ballagh

J a s . H. バラ

Acting Pastor ²⁴⁾

仮牧師

第一に注目すべきことは、バラはこの英文の規則案を「横浜におけるわれわれの主イエス・キリストの教会」、つまり「横浜基督公会の規則、規定」とし、この「規則」、「内規定」の英文テキストは、「逐語的な翻訳文 (a literal translation)」としていることである。つまり、この英文の規則のいう「逐語的な翻訳文」という表現は、宣教師バラと日本人の有力な信徒の代表者、恐らくは小川義綏らと事前に相談して準備されていた「邦文規則案」が存在していたことを示唆するであろう。それを本稿では仮に「原公会規則」と呼ぶことにする。そしてその邦文規則は直ちにバラにより英語に逐語訳されて、アメリカ改革派教会の海外宣教局へ送付されて、今日まで保管されていたのだと推測される。とすれば、設立日にバラが紹介した規則案の邦文原文は確かに今のところ確認できないが、少なくともこのマイクロ・フィルム版の英文テキストの規則案は、邦文原文に最も近い時期に作成され、また内容を証言する貴重な史料であると言えよう。第二には、この英文規則案の日付は、バラ自身により、「明治五年二月」と旧暦で年月が示されるだけでなく、西暦で「紀元後 1872 年 3 月 10 日」であると明瞭に記され、この英文翻訳文の元になっている邦文規則案は、紛れもなく公会設立の日に会衆に伝達された規則であることを証言している。そして最後

に、署名として「J a s . H. バラ仮牧師」と英文にある事実、そしてどうひいき目に見ても信仰箇条や教会規則の作成方法には疎い日本側の事情を考慮すると、最初の邦文規則案の実質的内容の教授者もバラであり、英文翻訳文の作成者も、仮牧師をつとめたバラその人であることもほぼ疑いないであろう。では、その内容はいかなるものであったのだろうか？ 次にそれを見てみよう。

2. バラの英文の規則案の原文と現代訳文(参考:現存の「公会規則」との比較)

以下、英文テキスト、現代訳文を紹介し、「公会規則」を対照のために引用する。なお英文と「公会規則」の両者に相違点があれば注の形で指示する。[なお、この節では、英文テキストと「公会規則」の邦文は、後注においてではなく、引用文の直後に（）内で指示する。]

Rules [or Constitution] of the Church ²⁵⁾

教（公）会の諸規則（ないし憲法）

[第一公会規則] ²⁶⁾

1. The Holy Scriptures, being inspired by the Spirit of God, are the guide to faith and practice(“RC,”14). 聖書は、神の霊により靈感を受けており、信仰と実践への基準である。[一、聖書は神の黙示なれば信ずべく行ふべきの標準たるなり（「規則」「其の時代一」、452 頁）。注：厳密に言えば、聖書の被靈感性と、啓示を意味する「黙示」とは同一ではない。バラと邦文作成者との間にある誤解が生じた可能性がある。]
2. We believe the Almighty Father, the Maker of heaven and earth and of all things, to be the only God(“RC,”14). われわれは、全能の父、天と地、万物の創造者を唯一の神と信じる。[二、全能の父天地万物を創造し玉へる独一の神なることを信（「規則」、452 頁）。]

3. We believe his only Son, who being God became man, having both the natures of God and man in one person, that the our Lord Jesus Christ is the only Saivour("RC,"14). われわれは、その唯一の御子―神でありながら人となられ、一位格における神人の本性をもたれた方―われわれの主イエス・キリストは唯一の救い主であると信じる。[三、その独子神に在て人となり神と人との両性を備へて体を為玉へる即我輩の主耶蘇基督唯一の救者なる事を信（「規則」, 452 頁）。]
4. We believe that the Holy Ghost who proceeds from the Father and the Son purifies our hearts("RC,"14). われわれは、父と子より出る聖霊はわれらの心を清めることを信じる。[四、父と子より出づる聖霊我輩の心志を清潔にする事を信（「規則」, 452 頁）。]
5. We believe that true believers in Jesus Christ are all one perfect or universal church("RC,"14). われわれは、イエス・キリストを真実に信仰する者たちはことごとく一つの完全な、ないし普遍的教会であることを信じる。[五、真実に耶蘇キリストを信ずるものは悉く一の全公会たる事を信（「規則」, 452 頁）。]
6. We believe that by Adam we have lost original righteousness("RC,"14). われわれは、アダムによって原義を喪失したと信じる。[六、亜當の罪に因て元祖の義を失ひしを信（「規則」, 452 頁）。]
7. We believe that [by?―棚村] the Atonement of Christ we have received the forgiveness of sins("RC,"14). われわれは、キリストの贖罪 [により] 諸罪の赦しを得たことを信じる。[注:七、キリストの贖に因て罪惡の救を得る事を信（「規則」, 452 頁）とあるので、バラの英文中には、by もしくは through が欠落していると思われる。]

8. We believe in the immortality of the soul, and in the resurrection of the body("RC,"14). われわれは、魂の不死性と身体の復活を信じる。[八、靈魂と不死と肉体の復生とを信（「規則」、453 頁）。現存の邦文では、靈魂と不死との関係を誤記した可能性がある。]
9. We believe in Christ's future judgement, in everlasting bliss and eternal woe ("RC,"15). われわれは、キリストの将来の審判、永遠の祝福と永遠の苦痛を信じる。[九、将来キリストの審判し玉へる事と永生の樂と永遠の苦とを信（「規則」、453 頁）]。
10. We will renounce all worships of images and all external and fleshly lusts("RC,"15). われわれは、すべての偶像の崇拜とすべての外的な肉欲を捨て去るであろう。[十、我輩凡て偶像を拝すると肉体の外欲とは悉くこれを棄てん（「規則」、453 頁）。]
11. We will not deny our only Saviour, though at the peril of our lives("RC,"15). われわれは、たとえわれわれの生命が危険にさらされてもわれわれの唯一の救い主を否むことはしない。[十一、我輩生命を失ふといへども独一の救者を諱まじきなり（「規則」、453 頁）。]
12. Throughout our whole lives we will be careful to yield obedience to the persuasions of our Pastors and Elders, to walk in love with the brothers, to do whatever our religion enjoins and to observe the Holy Supper of our Lord("RC,"15). われわれは、謹んでその全生涯を通してわれわれの牧師と長老たちの勧めに対し服従し、兄弟たちと愛にあって歩み、われわれの宗教が命じること是一切に行い、われわれの主の聖なる晩餐を守るであろう。[十二、教師、長老の勧導に従ふと、兄弟真実に親睦すると、道の勤べき事と、聖晩餐を守るとは生涯よく慎で之を守らん（「規則」、453 頁）。]

13. Of course we will honestly and peacefully teach men to reverence the persons in authority—and to show filial piety to parents(“RC,”15). 勿論われわれは、誠実に平和に人々に対しこう教える。権威をもつ人々を敬い、両親に子としての誠を示すことを。[十三、尤宜く和平端正にして人を教へ、君長を尊敬し、父母に孝順に、公法を守るべきなり（「規則」、453 頁）。注：邦文にある「公法を守るべきなり」は、英訳では欠落しているので、恐らく公会設立以後のある審議の時点で付加された規定と推定される。]
14. We will do all things as in the sight of God and not be actuated by fear of men or do violence to conscience for the sake of gain(“RC,”15). われわれは、総てのことを神の御前でなし、人々への恐れによって、あるいは利得のために良心に背くようなことはしない。[十四、諸事真神の前に勤労して人の窘迫を厭ひ、己を枉て利を権るべからず（「規則」、453 頁）。]
15. In order to observe these our vows we beg the grace and mercy of our Lord Jesus Christ to assist our hearts(“RC,”15). われわれのこれらの誓約を遵守するために、われわれはわれわれの主イエス・キリストの恩恵と憐れみがわれわれの心を助けるように願う。[十五、凡て此條を全く成んために主耶蘇の恩慈我輩の心志を庇佑たまはん事を願ふなり（「規則」、453 頁）。]

Internal Regulation [or Form of Government] ²⁷⁾ 内規定 [ないし統治形態]

[内規定（「規則」、453 頁）]

1. We believe in the Lord Jesus to increase our faith, establish this church. Judging it to be in accordance with Scriptures and for the purity of the church that the elderships should govern, we therefore in obedience to this government established in Yokohama a church of our Lord Jesus Christ(“IR,”15). われわれは、われわれの信仰を増加するために主イエスを信じ、この教（公）会を樹立する。それが

聖書に合致するものと判断し、また長老制が統治すべき教（公）会の清潔のために、われわれはこの統治に服従して横浜にわれわれの主イエス・キリストの一教（公）会を樹立したのである。[一、我輩主耶蘇を信ずる者は信心を増益せんために此公会を立、且聖書に適合と公会の清潔とを補佐の術策は長老の政治たるべしと憶ふ、是故に我輩此政事に従て横浜に主耶蘇の一公会を立つ（「規則」、453 頁）。]

2. In this church there are the three offices of Pastor, Elder and Deacon(“IR,”15). この教（公）会には、牧師、長老、執事という三職が存在する。[二、総て此会に教師、長老、執事の三職あり（「規則」、453 頁）。]
3. The office of Pastor is chiefly to give himself to prayer and to teaching the Word, to administer Baptism and the Lord’s Supper, to beware well the walk of the Elders and Deacons and of the whole church, to (one word, unclear) and with their Elders, to admit and exclude from the church (“IR,”15). 牧師の職務は、もっぱら自ら祈りに努め、み言葉を教え、洗礼と聖晩餐とを執行し、長老と執事らと教（公）会全体の歩みを良く監督し、（一語、不明）し、彼らの長老らとともに転入や教（公）会からの転出を認めることである。[三、教師の職は専ら祈禱を務て道を伝へ洗礼と聖晩餐とを行ひ、長老、執事公会を監督し、又長老と偕に進教の者退教の者を成裁す（「規則」、453 頁）。]
4. The office of the Elder is with the Pastor to admit and exclude from the church, to observe that the Pastor, Elders and Deacons perform their duties, to teach the members of the church, to observe their walk, to preside at assemblies of the brothers and prevent disorder of conduct, to assist the Pastor and govern well in all affairs of the church(“IR,”15). 長老の職務は、牧師と共に転入、教（公）会からの転出を認め、牧師、長老、執事らが務めを果たすことを監督し、教（公）会の会員を教え、彼らの歩みを監督し、兄弟たちの諸集会において主宰し、

振る舞いの上での無秩序を阻止し、牧師を助け、教（公）会における万事においても良く統治することである。[四、長老の職は、教師と偕に進教の者退教の者を成裁し、諸教師、諸長老、執事等の行ふべき事を監督し、教友を訓誨し、教友の行為を研察し、又会中齊く集まるときはこれをよく治理て群集雜乱なからしめ、凡て教師を助け会中の諸事をよく司るなり（「規則」、453-454 頁）。]

5. The office of Deacon is chiefly to take charge of money, to receive alms and disperse to the poor. It inquires after all the poor and sick of the church. [(中カッコハ原文ママ) An account must be kept of receipts and dispersements and if requested be shown to the church] (“IR,”16). 執事の職務は、主として金銭に配慮し、義援金を受け取り、貧者に施すことである。それは、教（公）会のすべての貧者と病者を慰問するのである。[収支についての記録は保存し、求めがあれば教（公）会へ表示されねばならない。] [五、執事の職は専ら銀銭の事を理む、捐助のものあれば収蔵し、貧乏の者あれば之を救済し、貧者、病者をよく懇切に問尋すべきなり。且その銀銭の出入を記して公会の望に任せてその記録を見すべきなり（「規則」、454 頁）。]
6. Each year in the 3d and 9th month, the first Sabbath of the month, all the members of the church should assemble and anything affecting the interests of the church or of any change desired in the internal regulations of the church if should then be discussed and settled for the furtherance of the faith(“IR,”16). 毎年3月と9月の第一安息日に、教（公）会の全会員が集まり、教（公）会の利害に係わる事項、もし必要があるならば教（公）会の内規において希望された変更事項を審議し解決し、[もって一棚村] 信仰の促進に益すべきである。[六、一年に三月九月の二回首の安息日に各ひとしく集合し、会中の諸事、内規の改変を欲するは之を議し、凡て道に進むために衆議をなすべきなり（「規則」、454 頁）。注：英文では明らかに西暦における毎年3月9月の二回、総会を開くべきことを

規定している。邦文もこれに準じる。]

7. The Elders and Deacons shall be elected every two years. The time for this election shall be the First Sabbath of the 3rd mo. The election shall be by ballast and two-thirds shall be necessary for an election. When an election has been made by a two-third vote the remaining one-third should also make acquiescences by giving their consent to the choice ("IR,"16). 長老と執事は、二年ごとに改選されるべきである。この選挙は、3月の最初の安息日になされるべきである。選挙は投票でなされ、三分の二が改選には必要である。一度三分の二の投票で選挙が決せられたならば、残りの三分の一はこの選択に賛同し、容認すべきである。[七、長老、執事の任は二年にして改む選挙の時は二月（原文ノママ）首の安息日に於て名札多きに從ひ三分の二を以て決定すべし。既選定するときは三分の一方も二方と偕に同心唯諾すべし（「規則」、454頁）。注：英文では、選挙は3月とあるが、邦文原文では2月とあり、その改変の理由は別に経過を探求する必要がある。]
8. Whatever has been agreed upon by the church shall be observed by all, not in appearance but truly ("IR,"16). 教（公）会によって合意されたことはすべて、見せかけではなく、真実にすべての者によって遵守されるべきである。[八、凡ての事会中議すでに定て後は人々之に從て行ふべし。面に從て背に議すべからず（「規則」、454頁）。]
9. Whatever may be doubtful in the Scriptures or whatever may not yet be fully understood ought not to be taught heedlessly in the church, for though the desire be to lead persons it will only be to lead them asray. Therefore all doubtful points should just be settled by the pastor, or it should be discussed in the church ("IR," 16). 聖書において疑わしきことや十分に了解がされていないことは、教（公）会において不注意に教えられるべきではない。何故ならば、望みは人々を導くことにあっても、それは彼らを迷わせるにすぎないことになるであろうか

らである。それゆえに、すべての疑わしい論点は牧師により解決されるか、あるいは教（公）会において審議されるべきである。[九、聖書中の疑き事いまだ審にせざるものは猥りに教外の人に説くべからず。蓋人を導んと欲し反て人を疑はすればなり、故に先づ教師に就て之を質し或は教会に於て之を論定すべし（「規則」、454 頁）。]

10. The members of the church should compassionate their sick, help each other distresses (?) and not to condemn one another, but to help the weak to walk together with them in the faith ("IR,"16). 教（公）会の会員らは、彼らの病者を憐れみ、相互の窮境（?）を扶助し、相互を責めず、弱者が信仰にあって共に歩めるように助けるべきである。[十、会中の兄弟疾病互いに相恤み、患難あひ救ひ、疎んじて侮るべからず、弱き者を佑て共に道に進むべし（「規則」、454 頁）。]

11. In reference to benevolence each person of his income shall give one-tenth on the 1st Sabbath of each month ("IR,"16). 献金については、各自その収入の十分の一を毎月第一の安息日に支払うべきである。[十一、捐助の術は衆人各業の十分の一を以て会に在るべきなれども、今姑く自便に任せて毎月首の安息日に於いて金を執事に托して救済の法を行ふべきなり（「規則」、454 頁）。注：英訳では簡潔に十一献金を定めているのに対し、邦文では十一献金は理想としつつも妥協措置を規則化し、また執事の役割と献金の使命に言及していることに注意すべきである。]

12. When a change of place of residence takes place and an entrance to the church of that place is desired a letter of admission shall be granted ("IR,"16). 居住地の変化が生じたり、彼の地の教（公）会へ入会が望ましい場合、許可の書簡が与えられるべきである。[十二、我輩居を転じ彼処の公会に加らんと欲せば許可を受くべし（「規則」、454 頁）。]

13. When a person leaves for another country, he should let the Elders know. If he resides there long he should not cease informing the Elders of his welfare (“IR,” 16). ある人が他国へ旅立つばあい、彼は長老に知らせるべきである。もし彼が長期にわたりそこへ居住するばあいは、長老に彼の安寧について絶えず知らせるべきである。[十三、事ありて他国に行くものはその行を長老に告べし。もし久しくその国に留らんと欲するものはその情を長老に語て音書を絶つべからず（「規則」、454-455 頁）。]
14. If in word or practice there is a violation of the faith, and the admonition of brethren is unheeded and the instructions and directions of the Elders are not yielded to, the Pastor and Elders in accordance with the will of the church should discipline such an one (“IR,” 16). もし言葉ないし実際においても信仰上の違反が起こり、兄弟らの訓戒が顧慮されず、長老たちの教えや指導にも服従されないばあい、牧師と長老らは、教（公）会の意志に従い、そのような人物には戒規を実行すべきである。[十四、もし言と行と教に従はざる有て諸兄弟の忠告を聴ず、長老の訓導に従はざるものは、公会の意に因て教師、長老之を裁断すべし（「規則」、455 頁）。]
15. The discipline of the Elders and of the Pastor, until a number of churches are formed in Japan, shall be performed by the American Clergymen and Elders resident in Japan (“IR,” 17). 長老と牧師らへの戒規は、日本に多数の諸教（公）会が形成されるまでは、日本に在住している聖職者や長老たちによって執行されるべきである。[十五、教師、長老を裁判するは日本に公会数多立までは美国の教師、長老の裁判を受べきなり（「規則」、455 頁）。注：英文では「日本に在住している聖職者や長老たち」とあるのにたいし、邦文では「美国の教師、長老の裁判」とある。邦文では「美国」本国に存在するアメリカ人の長老、牧師の裁判権を意味するようにも解される。それに対して、英文では、

明確に当時日本在住のアメリカ人の聖職者、長老が行使するという意味が鮮明になっていて、この推移の歴史的探求が必要。]

16. All who wish to join the church should first inform the Elders of their wish and after they have understood all the articles of this church should enter it ("IR,"17). 教（公）会に加入することを希望するすべての人々は、まず長老に彼らの希望を伝え、彼らがこの教（公）会の〔信仰、規則の〕すべての箇条を了解した後で、そこに加入すべきである。[十六、凡て会に加はらんと欲するものは先ず其情を長老に語り尽く会中の規則の意を知て後に加入すべきなり（「規則」、455 頁）。]

（これらの規則、規定の箇条の後に、この章の冒頭で紹介したバラによる日付、英文の翻訳の断り、バラの署名などが記載されている。）

おわりに

本稿の第一章では、バラの書簡（1872.7.6）を分析し、彼の構想の中には従来の研究者の想定とは異なり、不可視の霊的教会、「われわれの主イエス・キリストの教会」を中心として、同心円的に可視的に形成される三派ミッションの一致協力による「公会」建設という「中構想」と、それをさらに超える外国人、邦人の諸公会からなる「大構想」が存在していたことを明らかにした。続く第二章では、バラによる英文の設立時の「諸規則」、「諸規定」のテキスト、訳文、そして「公会規則」の邦文とを対照しつつ紹介した。これにより、従来の研究においては不明ないし単なる長老制度に関する規則案と推定されていたバラの英文の規則案の現存と、内容的にはほぼ同一の「原公会規則」案と呼び得る邦文の規則が存在していた可能性が極めて高いことが判明した。

そこで、以上の結論から、次の諸課題がわれわれの前に新たに提起される。この英文の規則案のテキストの構成と内容は、明らかに「公会定規」よりも、「公会規則」に類似しているので、続く論文（二）では、まず第一章において、英文の規則と「公会規則」のテキスト上の異同を論じ、なぜ、どのような経過

でこうした異同が生じたかについて公会側、謀者側の史料を再検討しながら探求する。続く第二章では、今一度安藤、豊田という謀者側の探索報告にある「公会定規」の審議過程の報告や、バラの英文規則、現存の「公会規則」と比較して、その内容について、また「定規」の審議理由などを再検討することとしたい。その上で、終章では、本研究の全体を総括し、従来の研究に対して批判的コメントを加えることとする。

(たなむら・しげゆき)

注

- 1) 杉井六郎校注「小澤三郎編日本プロテスタント史史料(1) 謀者豊田道二の耶蘇教徒探索報告書について」同志社大学人文科学研究所『キリスト教社会問題 第20号』(1972年), 174-220頁, とくに184頁[以下, 小澤「豊田」と略記]。
- 2) 「公会日誌」佐波亘編『植村正久と其の時代 第二巻』(東京: 教文館, 昭和41年), 107-139頁, とくに109頁参照のこと[以下, 「日誌」『其の時代二』と略記]。また, 豊田以外の謀者側の史料としては, 小澤三郎氏の解説つきで刊行された以下の探索報告書のテキストを参照のこと: 小澤三郎「安藤劉太郎の耶蘇教探索報告書」『幕末明治耶蘇教史研究』(東京: 日本基督教団出版局, 1973年), 305-341頁, 設立当日についての安藤の簡略な報告については, 314頁参照[以下, 小澤「安藤」と略記]。小澤「謀者正木護の耶蘇教探索報告書」上掲書, 265-303頁, 設立当日については, 上掲書, 283-284頁参照のこと[以下, 小澤「正木」と略記]。なお, 安藤報告に基づく「公会定規」のテキストは, 「公会規則」のそれと並び, 研究者幸日出夫氏の綿密な解説のついた以下の資料集にも掲載されている: 日本基督教会歴史編纂委員会『日本基督教会歴史資料集(三)』(京都, 1976年), 1-7頁。解説は, 前掲書, 87-89頁参照[以下, 『資料集(三)』と略記]。
- 3) 小澤「安藤」, 319-322頁。小澤「豊田」, 186-188頁。
- 4) 豊田の探索報告書の表題には, 「三月六日講会[ママ] 耶蘇教邪教公会規則写」とあるが, 実際の規定のところでは「公会定規」と記してあるし, 内容も安藤のそれとほぼ同一なので, 後者を正式の表題とする(小澤「豊田」, 186頁)。安藤は, 「公会定規」の写しを報告した三月十三日付けの探索書の末尾で「右者一往大概ヲ揭示致シ候事ニテ則チ一昨日十一日教師長老他会衆再議之上増減之ケ条数件在…」と記しているので, 彼によれば十一日ということになる(小

澤「安藤」, 321 頁)。豊田と安藤は異なる審議日を報告している。確証はないが、あるいは同一の「定規」案を少なくとも二日にわたり審議していたのかも知れない。

- 5) 佐波亘編「公会規則」『植村正久と其の時代 第一巻』(東京: 教文館, 昭和 41 年), 452-455 頁 [以下, 「公会規則」『其の時代一』と略記]。
- 6) 幸日出夫「日本基督公会について」同志社大学人文科学研究所/キリスト教社会問題研究会編『日本の近代化とキリスト教』(東京: 新教出版社, 1973 年), 26-58 頁 [以下, 幸「公会」と略記]。
- 7) 幸「公会」, 30 頁。
- 8) 上掲論文, 31 頁。
- 9) 上掲論文, 31-33 頁。
- 10) 上掲論文, 36 頁の注 (3) を参照のこと。
- 11) 幸「解説」『資料集(三)』, 88 頁。
- 12) 土肥昭夫「日本基督公会の成立と崩壊」『日本プロテスタント教会の成立と展開』(東京: 日本基督教団出版局, 1975 年), 15-55 頁, とくに 25-30 頁参照 [以下, 土肥「崩壊」と略記]。五十嵐喜和「日本基督公会論—諸規則を中心に—」『日本基督教会史の諸問題』(東京: 改革社, 1983 年), 11-46 頁, とくに 21-30 頁参照 [以下, 五十嵐「諸規則」と略記]。井上平三郎「日本基督公会の本質」『濱のともしび—横浜海岸教会初期考—』(東京: キリスト新聞社, 1983 年), 93-136 頁, とくに 113-122 頁 [以下, 井上「本質」と略記]。宮庄哲夫「日本基督公会の形成と展開—教会政治の視点から—」同志社人文科学研究所編『日本プロテスタント諸教派史の研究』(東京: 教文館, 1997 年), 309-329 頁, とくに 310-318 頁参照 [以下, 宮庄「展開」と略記]。
- 13) 土肥氏は, i) バラの「規則」原案については「教会組織は長老制が自分の考えるところである, といって規則をしめし」ただけ言及されるが, ii) 「定規」, iii) 「規則」との関連については, 「横浜公会は設立当初に『公会定規』, 数ヶ月後には『公会規則』を採択した」とだけ言われる (土肥「崩壊」, 26 頁)。五十嵐氏も, i) バラの「規則」原案については, 豊田報告に準じて「バラは, 予め用意してきた規則を提示し, そこで長老を選出させた」と指摘し, 内容は不明とされるが, ii) 「公会定規」は「宣教師バラから提起された規則とどのような関係にあるかも知られず, …暫定的な規則と言っても, 確定するまでこれが用いられた」と注意深く推察している。氏は, iii) 「公会規則」について「1872 年 10 月 5 日に, 前述のように『変革確定』され, 十分の一献金

もそこで規定された。その規則がどのような経過を経てかわからないが、現存の『公会規則』となったものであり、これが1873年3月2日の会議で俎上に乗せられたのである」と判断される（五十嵐「諸規則」, 23-26頁）。井上氏によれば、i) バラの「規則」原案については豊田の史料を引用しつつも「バラはここで、新しく出来た公会の制度として長老職の必要とその選出の規則」を紹介したのであり、「その時は教会規則はない」と考えられる（井上「本質」, 108-109頁）。またii)「定規」とiii)「規則」との関係では、ほとんど幸氏の見解を踏襲し、「この案（公会定規）がいろんな修正を経て決定したものが『公会規則』で」とあるとする（井上, 上掲書, 118頁）。宮庄氏もi) バラの「規則」原案については、「しかし、実際には〔教会制度、規則、政治形態などについて一棚村〕どういうものがあって、何がどのように違うのかという内容に関しては何も報告されていない」と見る（宮庄「展開」, 311頁）。ii)「定規」, iii)「規則」との関係については、宮庄氏も幸理論に依存し、「草案であったこの『定規』が審議され、さまざまな修正を経て10月の秋の会員総会で決定されたと考えられているのが、…『公会規則』…である」とされる（宮庄, 上掲書, 316頁）。

以上の見解を要約すれば、次のようになるだろう。i) 公会設立日におけるバラが紹介した「規則」原案の内容は不明であるとするか（土肥, 五十嵐, 宮庄）、あるいはバラの「規則」原案はもともと存在せず、これは長老制にかんする規則にとどまると見るか（井上）、いずれかである。ii) これに反し、「公会定規」は設立後一カ月ほどした（旧暦）三月上旬に審議され、信仰簡条としては「使徒信条」を重視し、教会政治形態では会衆制に近い形態が予想されているように見える。iii) ところが、「公会規則」は、その数カ月後に採択され、「定規」に比べて信仰簡条ではより厳密、福音主義的となり、生活倫理ではより柔軟、教会政治ではより長老制が意識されるようになったというのである（土肥, 五十嵐, 井上, 宮庄）。

- 14) 「アメリカ改革派 歴史委員会古文書館」編, マイクロ・フィルム版日本宣教文書のフル・タイトルは以下の通りである。*The Reformed Church in America Archives— Commission on History. 1872.* Russel L. Gasero, Archivist, and Norman J. Kansfield, Secretary Commission on History, New Brunswick, N. J. [以下, RCAA, 1872 と略記。なお、この宣教文書のゼロックス・コピー版は、横浜開港記念館資料室に所蔵されている。以下の文書の頁は、このコピー版につけられている頁箇所を意味する]。本稿で利用した二史料は、J. M. バラ (Ballagh) がフ

エリス博士 (Dr. Ferris) へ宛てた以下の書簡 (Yokohama, July 6th 1872) である [以下, 'Letter, 7.6,' in *RCAA*, 1872, 45-52 (「書簡, 7.6」) と略記]。また, バラの 3 月 10 日付けの規則案の英文テキストは, “Rules [or Constitution] of the Church,” (「教 (公) 会規則 [ないし憲法]」) および “Internal Regulation [or Form of Government],” in *RCAA*, 1872, 14-17 [「内規定 (ないし統治形態)」] である [以下, それぞれ英語で, “RC,” “IR,” と略記]。

- 15) バラ, ジェイムズ, ハミルトン (Ballagh, James Hamilton: 1832-1920) ニューヨーク州に生まれ, ラトガース大学 (1852 年), ニューヴランズウィック神学校卒業 (1860 年)。1861 年に来日し, 横浜で宣教の準備を重ね, 1865 年日本人初の信者, 矢野元隆に授洗。本稿の冒頭で記したように 1872 年 3 月 10 日に横浜公会を設立。その後, 神奈川, 山梨, 長野, 静岡などで伝道活動を行い, 日本伝道に大いに貢献した。1919 年に帰米し, 1920 年ヴァージニア州のリッチモンドで逝去。[以上の紹介は, 『キリスト教人名辞典』(東京: 日本基督教団出版局, 1986 年), 1124 頁の記事を参照し, 本稿の筆者の責任でまとめた。]
- 16) 'Letter, 7.6,' in *RCAA*, 1872, 47-48.
- 17) 「福音同盟会」とその特徴, 歴史的背景については, 拙稿『『福音同盟会 (The Evangelical Alliance)』の教会史的背景とその性格』東京神学大学神学会『神学 61 号—信仰の育成—教会・家庭・教育』(東京: 教文館, 1999 年), 85-110 頁。とくにこの運動体の「反カトリシズム, 反オックスフォード運動」の方向性と背景については, 同論文, 93-98 頁参照。
- 18) “Report taken from the Minutes of the Convention of Protestant Missionaries of Japan, held at Yokohama, September 20th-25th, 1872” in *RCAA*, 1872, 78.
- 19) 'Letter, 7.6,' in *RCAA*, 1872, 48.
- 20) *ibid.*
- 21) *ibid.*
- 22) 「福音同盟会」運動のキリスト教一致協力理念に内在している三矛盾, とくに教会の政体論を無視する傾向がなぜ存在し, また「公会運動」の中でなぜ同様な流れが継承されたかについては, 次の拙稿を参照のこと: 「ロンドンから横浜へ—福音同盟会の諸理念と公会運動への影響」『第二十八回日本改革教会協議会 (2000.3.6)』報告書, 13-70 頁, とくに 24-26 頁参照のこと。
- 23) 'Letter, 7.6,' in *RCAA*, 1872, 48.
- 24) “IR,” in *RCAA*, 1872, 17.
- 25) “RC,” in *RCAA*, 1872, 14-15.

- 26) 邦文の「公会規則」のテキストは、厳密に言えば、「第一公会規則」、「内規定」とし二部よりなる。しかし、ここでは繁雑さを避けて、二部全体を「公会規則」と呼び、「規則」と略記する。だが、部を指示することが必要なばあいには、「第一規則」、「内規定」とさらに細かく略記することにする。なお、現存の邦文テキストは、佐波亘編『植村正久と其の時代 第一巻』（東京：教文館，昭和41年），452-455頁のテキストを使用する〔以下，「規則」『其の時代一』と略記。〕
- 27) “IR,” in *RCAA*, 1872, 15-17.